

商品概要説明書 【変動金利定期預金(単利型)】

2019年4月1日現在

1. 商品名	・変動金利定期預金〔単利型〕
2. 販売対象	・個人および法人のお客さま
3. 期間	・3年 定型方式のみ ・預入時のお申し出により自動継続（元金継続型または元利金継続型）の取扱いができます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・1万円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (頻度) (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に利率を変更します。 ・利率設定方法 <ul style="list-style-type: none"> 指標金利＋スプレッド金利（上乘せ利率） * 指標金利は預入日または6か月毎の利率変更日における次の利率とします。 <ul style="list-style-type: none"> 300万円未満……スーパー定期の6か月ものの店頭表示利率 300万円以上……スーパー定期300の6か月ものの店頭表示利率 1000万円以上……大口定期預金の6か月ものの店頭表示利率 * スプレッド金利は満期日まで一定となります。ただし、自動継続の場合、継続日にスプレッド金利が変更となる場合があります。 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用し、継続日から6か月毎に利率を変更します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月毎の応当日）以後及び満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率（約定利率（利率を変更したときは変更後の利率）×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまの利息には20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。） * 2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税（国税15%×2.1% → 0.315%）」が課税されます。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さま（未成年者は除きます。）は、定期預金を総合口座の担保とすることにより当座貸越をご利用いただけます。（担保定期預金は自動継続となります。） * 貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 * 貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乘せした利率。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。（マル優の対象条件等は法令の定めによります。）

10. 期限前解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> 原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数及び預入期間に応じた期限前解約利率により計算した利息並びに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数及び預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）により計算した利息の合計額（期限前解約利息）とともに払戻します。 なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの「金利のご案内（円預金金利）」をご覧ください。
12. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> 預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。

川崎信用金庫